

令和元年度柏崎市社会福祉協議会職員採用試験要項

社会福祉法人柏崎市社会福祉協議会では、次のとおり正職員の採用試験を行います。

1 受付期間

指定の履歴書に必要事項を記入（写真添付）し、令和元年6月21日（金）までに本会へ提出してください。
（郵送の場合、令和元年6月21日必着）

2 採用職種、採用予定数、受験資格等

職 種	採用人数	受 験 資 格	
正職員 地域福祉活動専門員 （ソーシャルワーカー）	1名	日本国内に住所を有し、右の受験資格を満たす者	以下の資格を有する方。（取得見込不可） ・社会福祉士

※上記資格の他、普通自動車運転免許（AT限定可）を有する方。

3 申し込み資格

受験資格を満たす方で、採用時に当会事業所へ通勤可能な方。

※ ただし、次のいずれかに該当する方は受験できません。

- （1）被後見人及び被保佐人
- （2）禁固以上の刑に処され、その執行を終わるまで、又は執行を受けることがなくなるまでの方。
- （3）日本国憲法制定の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党、その他の団体を結成し、又はこれに加入した方。

4 勤 務 地 柏崎市総合福祉センター（柏崎市豊町3番59号） 社会福祉法人 柏崎市社会福祉協議会

5 試験日時及び試験場所

日 時 令和元年6月26日（水） 午前10時00分から
場 所 柏崎市豊町3番59号 柏崎市総合福祉センター 0257-22-1411
方 法 ○受 付 午前 9時40分～午前 9時55分
○作 文 午前10時00分～午前11時30分
○面 接 午後 1時00分～ ※面接時間は、別途通知します。

6 合格者の決定通知及び採用

採用試験の可否については、令和元年7月1日（月）までに投函し、郵送にて通知します。

なお、この試験による 採用は令和元年8月1日（応談可）を予定しています。

7 給 与 等

(1) 給 与 150,700円～223,900円

社会福祉法人柏崎市社会福祉協議会の給与規程によります。

賞与 2.8ヶ月 (1年目は当会規定で計算)

(2) 手 当 本会給与規程により、期末手当、勤勉手当、通勤手当、扶養手当、住居手当等が支給されます。

(3) 勤務時間 始業午前7時00分から終業午後7時00分までの間の8時間とし、職種（事業所）毎に勤務表で定めます。ただし、業務の都合その他やむを得ない事情により、これらを繰り上げ、又は繰り下げることがあります。

(4) 休日 職種（事業所）毎に勤務表で定めます。年間休日数 126日：平成30年度実績

(5) 業務内容 地域住民から寄せられるさまざまな相談や地域福祉に関する調査活動等の実施により、地域福祉課題の把握や課題解決に向けた事業の企画・立案、ボランティア活動や住民主体の福祉活動を推進するための相談支援業務。

(6) その他 年次有給休暇、育児休業制度、介護休業制度があります。また、社会保険・労働保険、退職金制度に加入します。詳細は、本会就業規則によります。

8 受験手続

(1) 受験申込書の請求先

社会福祉法人 柏崎市社会福祉協議会 総務課

〒945-0045 新潟県柏崎市豊町3番59号

TEL (0257) 22-1411

・受験申込用紙を郵送で請求する場合は、角2封筒に140円切手（速達を希望する場合はその料金を加えること）を貼った、あて先明記の返信用封筒を同封してください。

(2) 申込方法

当会専用の受験申込書に所要事項を記入し、写真（上半身、脱帽、正面向、縦4cm、横3cm、過去3ヶ月以内）1枚貼付（裏面に撮影年月日・氏名記入のこと）、資格証及び運転免許証の写しを添えて、社会福祉法人 柏崎市社会福祉協議会事務局に直接持参するか、郵送してください。

(3) 受験申込書記入の注意等

- ① 記載は、全て黒ボールペン等を用いてください。
- ② 数字は、全て算用数字を用いてください。
- ③ 記載事項に不正があると採用資格を失うことがあります。
- ④ 資格を証明できる資料（資格証及び運転免許証等の写し）
- ⑤ 郵送で受験申込書等を提出する場合は、簡易書留等確実な方法をとってください。

9 その他 採用後、社会福祉協議会職員として、他の業務に人事異動することがあります。

10 照会等 申し込み方法及びこの試験についてご不明な点がございましたら、下記に連絡ください。

社会福祉法人 柏崎市社会福祉協議会 総務課

TEL (0257) 22-1411 (担当:小竹、野澤)